

大阪市小規模企業者向け融資制度 経営支援特別融資のご案内

本融資制度は、大阪市内の小規模企業者に対して、必要な事業資金を国の小口零細企業保証制度を活用し大阪信用保証協会の保証を付けて、希望する金融機関を通じて融資するものです。なお、本制度は、大阪府制度融資「小規模企業サポート資金（市町村連携型）」を活用して実施しています。

特集

制度融資を利用できる方（次の1、2いずれの要件も満たす方）

1. 同一事業をおおむね1年以上経営し、大阪市内に事務所または事業所を有しており、原則として事業による大阪市市民税を納税している小規模企業者^{*1}で、お申込みいただく融資金額が、既存保証付き融資残高と合算して1,250万円以内の方
2. 最近3ヵ月または6ヵ月の売上高が、前年同期と比較して減少している方^{*2}

※1：小規模企業者とは次のいずれかに該当する方です。

中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める

- ・常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は5人）以下の会社、個人
- ・常時使用する従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人
- ・法に基づく事業協同小組合等（窓口でご確認ください）

※2：売上高の減少等の確認について

売上減少等申告書を大阪市経済戦略局企業支援課（金融担当）へご提出いただき、内容を確認させていただきます。

確認後、売上減少等申告書【保証協会提出用】を返却しますので、これを添えて融資をお申込みください。（金融機関による代理申請可）

制度融資を利用できない場合

- ①農林漁業、金融・保険業の一部、サービス業の一部を営む場合（その他、利用にできない業種があります。）
 - ②信用保証協会において代位弁済中の場合
 - ③信用保証協会の保証付債権等に延滞等の債務不履行がある場合
 - ④金融機関と取引停止中または第1回不渡発生後6ヵ月を経過していない場合
 - ⑤許認可または登録等を必要とする事業で当該許認可または登録等を受けていない場合
 - ⑥反社会的勢力（暴力団員等、又は暴力的な要求行為を行う者等）に該当する場合 等
- （上記のほかに、利用できない場合がありますので、詳細は「経営支援特別融資のご案内」をご覧ください。）

融資条件

融資限度額	1,250万円（既存の保証付き融資残高を含む）
融資期間	7年以内（据置期間6ヵ月以内）
融資利率	年1.4%（固定金利）
担保	原則として不要
信用保証料率	年0.5%～2.2%（大阪信用保証協会の定める料率による）
資金用途	運転資金または設備資金
連帯保証人	法人の場合は原則として代表者、個人の場合は原則として不要
返済方法	毎月元金均等分割返済（元金据置期間中は利息のみの支払いとなります。）

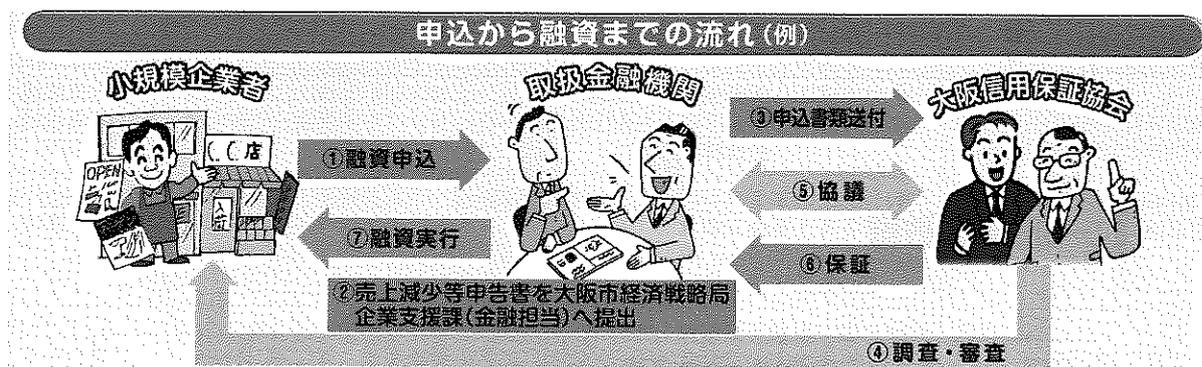
取扱金融機関

都市銀行	みずほ 三井住友 三菱東京UFJ りそな
地方銀行	池田泉州 近畿大阪 関西アーバン 大正
信用金庫	尼崎 永和 大阪 大阪厚生 大阪シティ 大阪商工 北おおさか

（ご注意）

- ・ご利用に際しては調査・審査があり、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・制度に関する詳しい利用要件などは取扱金融機関等窓口または、大阪市ホームページ上「経営支援特別融資のごあんない」で必ずご確認ください。

URL (<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000295589.html>)



お問い合わせ先

大阪市経済戦略局 産業振興部企業支援課（金融担当）

〒541-0053

大阪府中央区本町1丁目4番5号（大阪産業創造館2階）

TEL (06) 6264-9844 FAX (06) 6262-1487